

# 役員報酬・旅費・費用弁償規定

社会福祉法人 宝満福社会

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人宝満福社会の理事・監事及び評議員（以下「役員」という）の報酬・旅費・費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 常勤役員の報酬額については、理事会、評議員会の議決により決定する。

2 常勤役員が施設長を兼務する場合は、役員報酬額に加えて、給与規定に定める等級により給与として支給する。但し、賞与は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が職務のため会議に出席し、又は業務のため出張した場合は、交通費を含めた費用弁償として、1日につき6,000円を支給する。

(旅 費)

第4条 役員が業務のために県外へ出張した場合の旅費の額は、職員旅費規定に定めるところにより支給する。

(その他)

第5条 この規定によるもののほか、必要ある場合については、その都度理事長が定める。

附則

1. この規定は、平成6年4月1日から施行する。
2. この規定中、第3条については、施設長を兼務する役員については適用しない。
3. 昭和57年9月1日制定の「役員の報酬・旅費・費用弁償規定」は廃止する。
4. この規定は、平成13年11月20日から改正施行する。
5. この規定は、平成28年3月25日から改正施行する。

(その他申し合わせ事項)

役員の報酬・旅費・費用弁償に関する規定

1. 第3条 費用弁償には、飲食料も含まれる。
2. 理事会・監事会・役員会等は、午前又は午後のみ開催出来るように努力する。